

ワーキング・ホリデー査証の申請に当たって

ワーキング・ホリデー制度は、両国間の国際交流の促進、相互理解及び友好関係の増進を目的として、相手国・地域の青少年に対して自国の文化や一般的な生活様式を理解する機会を提供するため、自国・地域において一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を相互に認める制度です。

したがって、就労については、滞在費を補うため付随的に認められているものであり、就労を主な目的とした申請は認められませんので、ご注意ください。

また、本制度の趣旨に基づき、バー、キャバレー、ナイトクラブ等の風俗関連の仕事に就くことはできません。

ワーキング・ホリデー制度の趣旨をよく理解した上で、申請してください。